

# 生活福祉資金貸付の災害時特例措置の実施

## 【要旨】

- 被災された方の生活を支援するため、生活福祉資金貸付に災害時特例を設け、生活費等の必要な貸付を行う。

## 【事業内容】

都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付の福祉資金の貸付対象を低所得世帯等から被災世帯まで拡大するとともに貸付要件の緩和を行う(※)などの災害時特例措置を講じる。

※ 貸付上限額を10万円以内から特別な場合には20万円以内へ引き上げ、据置期間を1年以内、償還期限を2年以内にそれぞれ延長等。

## 【実施主体】

都道府県社会福祉協議会

## 【補助率】

一(既存予算で対応)

## 【事業スキーム】

